



# ソーシャルプロダクツ・アワード2020 応募要項

主催：一般社団法人ソーシャルプロダクツ普及推進協会

# 目次

---

1. 概要
  2. 背景、理念、目的
  3. 仕組み(応募から受賞までの流れ)
  4. 応募対象商品・サービスおよび応募資格
  5. 募集テーマ
  6. 審査理念・審査方針
  7. 審査のポイント
  8. 審査方法および審査員
  9. 賞の種類
  10. 参加費用
  11. SPAマーク等の使用および使用料
  12. 参加のメリット
  13. SPAの応募方法
  14. 応募にあたっての留意事項
  15. SPA2020のスケジュール
- 補足1. 審査ならびに情報開示  
補足2. 応募情報の取扱い、およびその使用範囲  
補足3. 審査委員の資格、条件等

# 1. 概要

---

**正式名称** 日本語: ソーシャルプロダクツ・アワード 英語: Social Products Award (略称: SPA)

**主催** 一般社団法人 ソーシャルプロダクツ普及推進協会

## 内容

人や地球にやさしい、以下のようなソーシャルプロダクツを表彰します。

- ◇エコ(環境配慮)、◇オーガニック、◇フェアトレード、◇寄付(売上の一部を通じた寄付)、◇地域活性化
- ◇伝統の継承・保存、◇障がい者支援、◇復興支援、などに関連する人や地球にやさしい商品・サービスの総称で、生活者が持続可能な社会づくりに関する行動や団体とつながる事が出来るもの。

## 応募対象

生活者が購入可能なソーシャルプロダクツ(食品や住宅から、旅行、金融商品に至るまでジャンルを問わない)

## 応募テーマ

### ①年度テーマ(SPA2020)

#### 「プラスチックごみ問題」の解決につながる商品・サービス

例)再生可能なプラスチックやプラスチック代替品(植物由来の素材等)を使用した商品、  
プラスチックごみを再生利用した商品など

### ②自由テーマ

#### 生活者が「持続可能な社会」づくりに参加できる商品・サービス

例) エコ(環境配慮)、オーガニック、フェアトレード、寄付(売上の一部を通じた寄付)、  
地域の活力向上、伝統の継承・保存、障がい者支援、復興支援など

# 1. 概要

---

**開催期間** 2019年9月1日(日)～2019年11月24日(日)

## **審査方法・内容**

一次審査:書類審査

二次審査:実物審査(一次審査を通過した商品・サービスのみ)

## **賞の種類**

各テーマごとに大賞・優秀賞・生活者審査員賞・ソーシャルプロダクツ賞

## **後援等支援団体(予定含む)**

経済産業省

消費者庁

復興庁

環境省

株式会社環境新聞社

一般社団法人エシカル協会

一般社団法人オーガニックフォーラムジャパン

日本商品学会

株式会社 大丸松坂屋百貨店

## 2. 背景、理念、目的

---

### 背景

環境問題や貧困問題、食の安全・安心の問題など、さまざまな社会課題を解決するには多くの生活者を巻き込むことが必要である。身近な商品やサービスに社会的価値や意味を組み込んだソーシャルプロダクツにはその可能性があるが、いかに普及していくかが課題となっている。

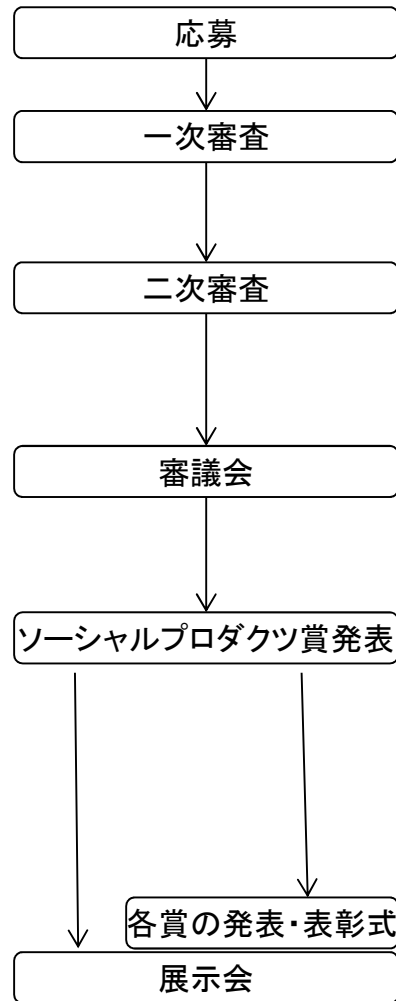
### 理念

「ソーシャルプロダクツを通して世界を変える」

### 目的

- (1) 優れたソーシャルプロダクツの情報を生活者に広く提供し、身も心も豊かなライフスタイルの実現を後押ししていくこと。
- (2) ソーシャルプロダクツを通して持続可能な社会づくりに取り組んでいる企業、団体を応援すること。
- (3) ソーシャルプロダクツの普及を通じて持続可能な社会を実現すること。

### 3. 仕組み(応募から受賞までの流れ)



#### 一次審査(書類)

有識者や専門家によって、商品・サービスの「社会性」およびそれに付随する「ストーリー」に関する審査、評価を実施。

#### 二次審査(実物)

有識者、専門家のみならず、一般の生活者も審査員となり、「商品性」を中心に評価。生活者審査員は、商品・サービスの「社会性」および「ストーリー」の簡易的な審査も実施。

#### 審議会の開催

二次審査後に審査員を集めて審議会を開催。その際、ソーシャルプロダクツ賞授与(二次審査通過商品に対して)に意義はないか確認。また、ソーシャルプロダクツ賞受賞商品・サービスの中から、大賞および優秀賞、生活者審査員賞を選出。

#### ソーシャルプロダクツ賞発表

受賞対象を決定し、「ソーシャルプロダクツ賞」を発表。また後日、協会WEBサイト特設ページを通じ、全ての受賞対象の情報を発信。受賞対象は登録後「SPAマーク」を使うことが可能(有料)。

#### 各賞(大賞・優秀賞・生活者審査員賞)の発表・表彰式、展示会

受賞対象を決定し、大賞および優秀賞、生活者審査員賞を発表。また、あわせて展示会を開催(全ソーシャルプロダクツ賞受賞商品・サービスが対象)。

## 4. 応募対象商品・サービスおよび応募資格

---

### 応募対象商品・サービス

以下の5点を全て満たすもの。

- (1) 何らかの社会的取り組みを行っている全ての商品・サービス(食品、化粧品、アパレル、雑貨、住宅、家電、自動車、旅行、金融商品など、有形・無形を問わない)
- (2) 生活者が、商品・サービスの購入や利用を通して持続可能な社会づくりへの参加(人・環境・地域社会への貢献)が可能であるもの。
- (3) 社会性と商品性(機能や品質、デザインなど)を兼ね備えたもの
- (4) 一般の生活者が購入および利用できるもの ※企業向け(B to B)のものは対象外
- (5) 2018年9月1日から2019年8月31日までの間に販売され、2019年9月1日以降も継続して販売予定があるもの

※単体の商品でなくても、同一商品カテゴリー内であれば、複数の商品をまとめて(ブランドとして)応募することが可能。ただし、商品カテゴリーが複数の領域にまたがっている場合は、同一ブランドであってもそれぞれの商品カテゴリーでの応募を条件とする

### 応募資格

ソーシャルプロダクツの企画・製造(委託製造も含む)・販売を行っている企業、団体、個人

ただし、外国企業の日本法人や海外ブランド・商品の日本における正規輸入代理店は、製造を行っていても応募が可能である。

※複数の企業や団体等による連名での応募も可能

※1社あたりの応募商品・サービス数に制限なし

※応募は、当協会会員以外も可能

## 5. 募集テーマ

---

応募時にどちらのテーマにエントリーするか選択いただく

### ◆年度テーマ(SPA2020)

「プラスチックごみ問題」の解決につながる商品・サービス

例)再生可能なプラスチックやプラスチック代替品(植物由来の素材など)を使用した商品、プラスチックごみを再生利用した商品など

### ◆自由テーマ

生活者が「持続可能な社会」づくりに参加できる商品・サービス

例) エコ(環境配慮)、オーガニック、フェアトレード、寄付(売上の一部を通じた寄付)、地域の活力向上、伝統の継承・保存、障がい者支援、復興支援など



## 6. 審査理念・審査方針

---

### 審査理念

「持続可能な社会の実現に向けて、ソーシャルプロダクツに光をあてる」

### 審査方針

- (1) 商品・サービスが持つ価値(社会的価値＝社会性、個人的価値＝商品性)を、様々な観点のもと、「生活者の視点」で総合的に審査する。
- (2) 商品・サービスの販路・プロモーションも合わせて審査する。
- (3) 商品・サービスに付随するストーリーも合わせて審査する。
- (4) 公明正大、かつ、透明性を持って審査する。

## 7. 審査のポイント

---

### (1) 社会性

生活者が商品・サービスを選択するにあたって、それらが持つ社会課題の解決、持続可能な社会づくりへの貢献などは商品選択の重要な要素となるため、SPAでは、環境や人、社会に対する配慮である「社会性」を審査の対象とする。

### (2) 商品性

生活者が商品・サービスを選択するにあたって、それらが持つ機能やデザインなどは商品選択の重要な要素となるため、SPAでは、機能・品質、使い勝手・デザインなどの「商品性」を審査の対象とする。

※ここでいう「デザイン」とは、物品の形状・模様・色彩などの狭義のもの。

### (3) 販路・プロモーション

いかに「社会性」「商品性」がすぐれたソーシャルプロダクトであっても、適切な販路やプロモーションが設計されていないならば、生活者に届けることはできない。SPAでは、そうした販路・プロモーションも審査の対象とする。

### (4) ストーリー

ソーシャルプロダクトは、何らかの形で社会課題の解決に貢献するものである。それゆえ、商品やサービスの開発にあたっては、その商品ならではの開発背景や思いなどが産まれる。SPAでは、そうしたストーリーも審査の対象とする。

## 8. 審査方法および審査員

---

### 一次審査(書類審査)

#### 有識者・専門家審査員

各部門ごとの専門審査員が商品・サービスの「社会性」および「ストーリー」に関する審査を実施。書類のみの審査。

### 二次審査(実物審査)

#### (1)有識者・専門審査員

#### (2)生活者審査員

二次審査では、実物を確認しながら「商品性」および「販路・プロモーション」に関する審査を実施。また、それとは別に、一般の生活者も審査員となり、生活者の視点から「商品性」を評価。生活者審査員は、商品・サービスの「商品性」だけでなく、「社会性」および「ストーリー」の簡易的な審査も実施。全ての審査結果を合わせて、ソーシャルプロダクツ賞の受賞商品・サービスを決定。

### 審議会(大賞・優秀賞の選出)

各部門ごとのソーシャルプロダクツ賞受賞商品・サービスから、審議会にて大賞および優秀賞の各賞を選出。なお、生活者審査員賞は、生活者審査員から最も評価が高かったものに授与される。

## 8. 審査方法および審査員

---

- ◆神原 理 (専修大学商学部 教授、ソーシャルプロダクツ普及推進協会 理事)\*
- ◆町井 則雄 (株式会社sinaKA 代表取締役、一般社団法人森から海へ 専務理事)\*
- ◆三柴 淳一 (国際環境NGO FoE Japan 事務局長)\*
- ◆末吉 里花 (一般社団法人エシカル協会 代表理事)\*
- ◆高橋 義則 (株式会社ユニバーサルデザイン総合研究所 代表取締役社長)\*
- ◆高津 玉枝 (株式会社福市 代表取締役)
- ◆遠藤 祐子 (株式会社メディアジーン 執行役員 Mashing Up編集長)

敬称略

※肩書きの後ろに\*がついている方は前回アワードからの継続。  
※上記の有識者審査員のほかに、生活者審査員を20名公募します。

## 9. 賞の種類

---

### ソーシャルプロダクツ賞

応募商品・サービスにおいて、社会性と商品性の両面で優れていると認められるものに授与

### 大賞および優秀賞、生活者審査員賞

テーマごとのソーシャルプロダクツ賞受賞商品・サービスの中から選出

(1) 大賞(テーマごとに1点ずつ選出)

社会性と商品性の両面、および「販路・プロモーション」、「ストーリー」の観点から、最も優れていると認められるものに授与。

(2) 優秀賞(テーマごとに1点ずつ選出)

社会性と商品性の両面、および「販路・プロモーション」、「ストーリー」の観点から、2番目に優れていると認められるものに授与。

(3) 生活者審査員賞(テーマごとに1点ずつ選出)

生活者審査において、最も高い評価を獲得したものに授与。

## 10. 参加費用

---

### 一次審査料(書類審査)

- ▷ 一般企業:12,000円/件(税別)
- ▷ 非営利組織:3,000円/件(税別)

### 二次審査料(実物審査)

- ▷ 一般企業:60,000円/件(税別)
- ▷ 非営利組織:27,000円/件(税別)

※審査料は、審査前の所定の期日までに指定の口座に振込

※二次審査料には、審査を通過した場合の表彰式参加費、展示会費、WEB、カタログ製作費等も含む

## 11. SPAマーク等の使用および使用料

---

### SPA受賞商品/APSP認定ソーシャルプロダクツ

SPA2020で受賞した商品・サービスは、SPA受賞商品/APSP認定ソーシャルプロダクツであることを発信・表示することが可能。

※APSP認定ソーシャルプロダクツであることを発信・表示することができるのは、受賞から2年後の3月末まで。ただし、期間終了後に改めて事務局による審査を受けて認められると、さらに2年間、APSP認定ソーシャルプロダクツであることを発信・表示することが可能。

### SPAマーク



SPAマークとは、ソーシャルプロダクツ賞を受賞した商品・サービスが使用できるもので、このSPAマークを使用することによって、当該商品・サービスの社会性と商品性が高いレベルで調和していることを広く生活者にアピールすることが可能。

※マークの使用については別途手続きが必要なため事務局まで問い合わせ

【マーク使用料】10,000円～150,000円/年

(税抜、企業・団体規模や商品・サービス価格によって使用料が異なる)

## 12. 参加のメリット

---

ソーシャルプロダクツ賞を受賞した商品・サービスの主な特典

(1) SPAマークが使用でき、商品性と社会性が高いレベルで調和している商品として広くアピールが可能。

(2) 表彰式と連動して開かれる展示会で、生活者やメディアへの直接のアピールが可能。

※展示料は無料

(3) アワード受賞商品のカタログに掲載し、協会WEBサイト、各種SNSでも紹介。

※いずれも無料

(4) 協会の様々な広報活動(プレスリリース、メルマガ、セミナーなど)を通じて広く発信。

(5) 二次の生活者審査における、商品・サービスの評価(生活者の生の声)をフィードバック。

※このサービス利用については条件があるため、別途事務局まで問い合わせ



## 13. SPAの応募方法

---

エントリーシートを協会WEBサイトからダウンロードし必要事項を記入の上、添付資料とともに、メールにて事務局宛(info@apsp.or.jp)に送付(添付書類の別途郵送は可能)。

### 添付資料

- (1) 商品の場合は、その写真(WEB上で全体像の十分な確認が出来る場合は不要)
- (2) FSCやMSC、有機JASなど、環境配慮やオーガニック、フェアトレードなどに関する、何かしらの認証を受けている場合は、その認証の写し
- (3) 寄付つき商品の場合は、寄付をした団体への寄付を証明するものの写し、あるいは寄付をする取り交わし・契約を証明するものの写し
- (4) サプライチェーンの中で協力団体と環境や人権などに関する取り決めや確認を行っている場合、その内容が分かるもの
- (5) その他、商品やサービスに関する資料

※上記添付資料は必須ではないが、信頼性に影響するものであるため、可能な限り提出のこと(評価にあたっては信頼性も考慮)

※応募書類一式は返却しません。

## 14. 応募にあたっての留意事項

---

### (1) 応募者の責任に帰する事項

応募商品・サービスにおいて、著作権や意匠権など、他社や他人の権利の侵害等が問題になった場合、責任は応募者にあるものとし、主催者は一切の責任を負わない。

### (2) 応募の取り消し

応募者の責に帰す事由で、応募を取り消す場合、支払済みの審査料等の返金は一切出来ない。

### (3) 表彰の取り消し

以下のことが行われたり、明らかになった場合、主催者は表彰を取り消すことができる。

- ・応募内容に関する虚偽
- ・著作権や意匠権など、他社や他人の権利の侵害
- ・その他主催者がふさわしくないと判断する行為

なお、上記のことが発覚した場合、審査料の返金は行わない。

### (4) 審査内容に関する問い合わせ

主催者および審査員は、受賞に至らなかった商品・サービスを含め、個別の審査内容に関する問い合わせには一切応じない。

### (5) 応募書類に関して

ご提出いただいた応募書類一式は返却いたしません。

---

## 15. SPA2020のスケジュール



---

# 補足資料

## 補足1. 審査ならびに情報開示

---

### 審査

- (1) 審査員は、ソーシャルプロダクツ賞および大賞・優秀賞について、SPAの理念と審査方針に基づいて審査を行い、受賞商品・サービスを決定する。
- (2) ソーシャルプロダクツ賞は一次・二次審査で一定以上の評価を得たもの全てが受賞し、大賞・優秀賞は、一次・二次審査の結果をもとに決定する。なお、生活者審査員賞は、生活者審査員の審査をもとに決定する。
- (3) ソーシャルプロダクツ賞、大賞・優秀賞に該当する応募商品・サービスがないと判断した場合は、その年の当該賞の授与は行わない。

### 情報開示

- (1) SPA事務局は、ソーシャルプロダクツ賞および大賞・優秀賞・生活者審査員賞を受賞した全ての商品・サービスについて、その受賞理由をWEB上で公開する。
- (2) 主催者および審査員は、受賞に至らなかった商品・サービスを含め、個別の審査内容に関する問い合わせには一切応じない。

## 補足2. 応募情報の取扱い、およびその使用範囲

---

- (1) 応募に際して記入、提出された企業や商品・サービスの情報、添付書類は、事務局にて厳正に管理、保管する。
- (2) 提出した情報や添付書類は、ソーシャルプロダクツ・アワード事業および当協会の事業活動に必要な範囲内で、アワード主催者および関係者が使用。応募に際しては、その点を了承頂いたものとする。

※ 発売前商品等で守秘義務契約の締結等が必要な場合は、事務局に相談。

※ 個人情報保護方針は、以下のURLを参照。

<http://www.apsp.or.jp/policy/>

## 補足3. 審査委員の資格、条件等

---

### 資格

有識者・専門家審査員は、以下のいずれかの領域で深い知見、経験を有するものとする。

- |                               |                       |
|-------------------------------|-----------------------|
| (1) ソーシャルプロダクト                | (10) 環境問題             |
| (2) ソーシャルビジネス                 | (11) 貧困問題(途上国の開発問題)   |
| (3) CSR、CSV                   | (12) 人権・労働者問題         |
| (4) マーケティング (ソーシャルマーケティングを含む) | (13) 地域・コミュニティー問題     |
| (5) 商品のデザイン                   | (14) 医療・福祉問題          |
| (6) 商品の品質・機能                  | (15) 教育問題             |
| (7) 商品開発                      | (16) 伝統・文化問題          |
| (8) 有機農法(オーガニック)              | (17) NPO、NGO(非営利組織)など |
| (9) フェアトレード                   |                       |

### 条件等

- (1) 審査員は、自身が企画、設計、技術協力、コンサルティングなど、何らかの形で関与している商品・サービスについては、その審査に加わることはできない。
- (2) 審査員は、明らかになっていない商品・サービスの情報などを与えるなどして、他の審査員に影響を与えるような言動を行ってはならない。
- (3) 審査員(生活者審査員も含む)は、SPA主催者と守秘義務に関する誓約を文書で交わし、応募商品・サービスに関わる情報や審査の経過などの秘密・個人情報を第三者に口外してはならない。